

## 2019年9月総括質問(10月2日)に関する質疑

松谷清議員

### 2. 監査委員からの消防団交付金への業務意見等について

2018年度定期監査結果報告で「消防団交付金の在り方について」監査委員業務意見が出されました。消防団は静岡市の組織と地域の自主的な団体の二面性を持ち、静岡市の組織の面で団員報酬、機材整備費などが直接支出される。自主的な団体の面は「公務に密接に関連する活動」と団員の親睦を深めるための懇親会など「私的活動」に区分され消防団交付金は「公務に密接に関連する自主的な活動」に限定して支出すべきであるという内容です。

#### (1) 業務意見への対処について

- ① 監査委員からの業務意見となった消防団交付金の支出に対する課題と対処はどのように考えているのか。

##### <消防局長答弁>

監査委員からの業務意見のとおり、消防団にはその活動によって、三つの側面がある。一つ目は、火災などの災害対応や救命講習などの公的活動です。二つ目は、自主防災組織に対する訓練指導などの公務に密接に関連する自主的な活動です。三つ目は、団員の親睦のための懇親会などの私的活動である

その活動経費に関しては、原則、公的活動は市の直接支出で、また、公務に密接に関連する自主的な活動は市が消防団に支出している交付金で、対応している。

しかし、公的活動である消防車のパンク修理のように、消防団が対応することで迅速に処理が行われ、事務の効率化が図れるものは交付金で対応している。

このため、消防団交付金の対象を明確にするため、要綱整備を進めているところである。

なお、要綱整備に合わせ交付金の見直しを行い、令和2年度より「家族福利厚生費」を廃止することとした。

#### ② 指摘への対処について

監査委員意見によりクリスマスプレゼントなど家族福利厚生費 560 万余は廃止とのこと。各自治会からの多額な防火協会費も財源にする「私的活動」の中には、監査委員意見の「公務に関わる自主的活動」もあると推測されるがどのように取り扱っているのか。

消防団の活動については、私的活動を除いては、消防団を統括している消防団長の指示・命令によることが原則となる。

消防団には公務に密接に関連する自主的な活動があります。これについては、自治会からの依頼による警備など、分団単位で活動するものが多くを占めます。活動内容の取扱いについては分団長の独自の判断ではなく、分団長からの申し出により、団長が承認したものを公務に密接に関連する自主的な活動として取り扱っている。

#### (2) 団体報酬等の支給方法について

次に非常勤特別職公務員である消防団員に支給される年額報酬、費用弁償について質問します。2019年1月の毎日新聞「記者の目」は、全国都道府県所在地調査をもとに実際に活動していない

団員の名前を使って報酬を受け取るいわゆる「幽霊消防団員」の存在や「報酬を個人に支給せず懇親会など活用」している現状に総務省から個人支給すべきとの通知があり消防団の古い体質改善が必要だ、と指摘しています。2017年2月議会で西谷博子議員がこの問題を取上げ望月消防局長は「検討する」と答弁をしています。最近、私のところに「いまだに改善されていない」との情報提供がありました。

① この3年間における個人口座振込みに対するこれまでの経緯と課題はどのようなものがあるのか、伺います。

#### <消防局長答弁>

これまで、総務省消防庁からの、報酬の受取りに関する通知などを受け、分団口座から個人口座への振込みについて、消防団員の意見等も参考とし、検討してきました。

本市の試算では、振込件数は年間50,000件に及ぶことから、この処理を如何に安全確実かつ効率的に行うかという課題があります。

② 毎日新聞からの出動していない団員への年額報酬、費用弁償支給アンケート調査にどのような回答をされたのか。

#### <消防局長>

このアンケート調査は、消防団の報酬について全国調査を実施するというもので、調査対象は全国の県庁所在地の消防局に対して回答を求めるものである。

主な質問と回答について、報酬の支払い方法については、分団の口座に振込んでから個人へ支給していること、出動履歴の把握については、誰がいつ活動したのかを確認する履歴があること、履歴の確認については、毎月各分団からの出動報告にて出動履歴を管理していること、活動に参加していないとみられる団員数については、平成27年度・28年度の2年間で全く活動履歴がない人数が8人であること、などを回答している。

なお、活動履歴のない8人については、自らの仕事の都合などにより、訓練など日中に行われている消防団活動への参加ができず、出動手当の支払いがない団員のことで、夜間等の災害には出動できるよう備えていたことから、年額報酬については、支払いを行っている。

③ 費用弁償請求の際の出動回数を制限する指示文書が出されているがその背景は何か、何を解決しようとしているのか。

#### <消防局長答弁>

費用弁償のうち、訓練や機械器具の点検、予防巡回広報については、基本となる回数を設定しており、その都度、消防団長より通知をしている。これは、費用面から出動回数を制限しているのではなく、各分団の訓練などが過剰に行われ、団員の負担が大きくなることを防ぐため、各分団に平準的な活動をお願いする意味で、発出しているものである。

なお、火災や風水害などの災害については、回数の上限は設定しておらず、出動していただいたものすべてを支給対象としている。

④ 静岡市においても、年額報酬が個人に支給されず、「プール金」化され「私的活動」である懇親会などに使用されている消防団体が数多くあります。情報提供者によれば、長期にわたって活動を休止し

ているのに、資料最終ページの毎月の活動実績報告書に出席とつけられ、勿論、年額報酬も費用弁償も受け取っていない、とのことでした。何故、このような不正が続くのか。1回目の答弁を総合すると「プール金」が生まれる要因として4つのことが考えられます。

第1は、非常勤公務職として入団・任命されれば長期に活動を休んでも待機団員として位置づけられ報酬は払われ続けられること。

第2は、入団時に「退団まで年額報酬や費用弁償の請求、受領に関する権限を分団長に委任する文書」が提出されていること。

第3に、予算の制約上の出勤回数の制限は、制限をこえる熱心な団員へは費用弁償が支払われず、一方でこの文書が長期に休んでいる団員の費用弁償を請求できる根拠となり悪用されていること。

第4に江戸時代から自治が尊重されてきた消防団故に、年額報酬や費用弁償が本人でなく分団役員による三文判受領印文書の作成が許容され「プール金」化を良しとする体質が温存されていること。

全団員に対し実際に活動していない団員や年額報酬等の受け取りについて実態調査を行う考えはないのか。

#### <消防局長答弁>

団員の現況については、入団時に住民票を提出させていますが、その後の団員の居住地・勤務地の異動があった場合は、団員から分団長へ報告をすることになっている。また、転勤などにより長期に渡って活動ができない団員については、団長あて活動ができない旨の報告をさせている。

さらに、在団中には活動服等の個人貸与品のサイズを、全団員に自己申告させている。また、消防車の運転をする団員については、運転免許証の写しを提出させている。このように、実際に活動している団員を確認している。

団員報酬の支給については、入団時に全団員が、報酬などの受領に関する取扱いを、分団長などの代理人に委任する委任状を提出している。分団長は、分団口座に一括振込みされた報酬などを分団員に個別に支給するとともに、受領印をもらうことになっている。

このように、団員の現況や報酬の受取り状況については、いずれも確認ができていることから、直ちに実態調査を行うことは、考えていない。

- ⑤ 長期に休んでいる団員が把握されれば、逆に言えば実際に活動をしている団員を把握できれば「プール金」をなくしていくことができます。分団長への振り込み委任状を毎年提出させることを検討すべきではないか。

#### <消防局長答弁>

実際に活動している団員の把握はできているが、併せてより確実な現況の確認方法を検討してきた。そこで、入団時に提出させている委任状を定期的に提出させることによって、本人が在籍していることを確認することとし、本人直筆の委任状を毎年提出させることで、対応を図っていく準備をすでに進めている。

- ⑥ 個人に支給されていない可能性についてはどのように認識されているのか。

#### <消防局長答弁>

団員報酬等を分団員に支給する際には、必ず受領印を押させることになっています。受領状況について

は、毎年行われる、消防団の事務監査において、確認がなされている。

この受領印により、報酬は個人に支給されているものと認識しておりますが、個人に支給されていることをより明確にするために、令和2年度より本人直筆による受領書へのサインをとるよう、すでに準備を進めている。

- ⑦ 来年度には少し改善の方向は見えてきます。しかしながら、今も以前からも、公文書偽造、詐欺的行為と疑われる本人でなく分団役員による受領印文書によって公金が支出されている事実は容認できません。団員報酬等の支給に係わる諸問題に対する監査の必要性について、どのように考えるか。

#### <消防局長答弁>

地方自治法に基づく監査委員監査は、財務会計上の行為や業務執行上の手続などについて、会計規則などの諸法令や諸帳簿などの資料に照らした客観的な事実関係に基づき、個別具体的にその必要性を判断することとなる。

消防団員の団員報酬等の支給方法の諸課題についても、消防局がその支給手続の適法性についての認識を整理した上で、客観的な事実関係を説明することが前提となり、これが明確となった段階で具体的な監査の必要性を判断することになるものとする。

- ⑧ 消防局としてこれらを踏まえれば、個人口座への振り込みへの対応は明確にする必要があるのではないかと。

いずれにしても、災害が多発するこの時代、多様な価値観とボランティア精神に支えられた消防団に再生・発展していくために9月議会決算審議において公金の不正支出はまず改めて改革の方向性を打ち出していく必要があります。

因みに決算審査の対象となる消防団交付金は1億762万余、消防団員報酬2億6220万内訳は年額報酬1億57万余、出勤費用弁償1億5480万余などです。消防委員会での決算審議に期待して質問を終わります。

#### <消防局長答弁>

個人口座への振り込みについては、過日行われた団本部会議において、実施していくことで合意された。今後は、個人口座への振り込みに向けた手法や課題の検討を行い、早期の実現に向け準備を進めていく。